第５－１表　使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の耐震クラス（1／1）

設備	機器、配管名称	属性（静的）（動的）	設計基準対象の施設					耐震設計
			第24条	第28条	第10条			
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	換気設備による換気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	フードの面速維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気，換気設備による換気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持，フードの面速維持＜汚染のおそれのある区域（室）に係る範囲＞：［室⇒］建屋排気フィルタユニット⇒建屋排風機⇒［北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）］								
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	建屋排気フィルタユニット	静的	C	C	C	—	—	C/—
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C	C/—
	建屋排風機	動的	C	C	C	C	C	C/—
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C	C/C
	［北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）］	左記設備の耐震設計は、別紙1-3　北換気筒にて記載。						
放射性気体廃棄物の処理及び排気，換気設備による換気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持，フードの面速維持＜汚染のおそれのある区域（フード）に係る範囲＞：［フード］⇒建屋排気フィルタユニット⇒建屋排風機⇒［北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）］								
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	［フード］	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-5-3-1　分析設備にて記載。						
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C	C/—
	建屋排気フィルタユニット	静的	C	C	C	—	—	C/—
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C	C/—
	建屋排風機	動的	C	C	C	C	C	C/—
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	—	—	C/C
	［北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）］	左記設備の耐震設計は、別紙1-3　北換気筒にて記載。						

第５－１表　ウラン脱硝建屋換気設備の耐震クラス（1／1）

設備	機器、配管名称	属性（静的）（動的）	設計基準対象の施設					耐震設計
			第24条	第28条	第10条			
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	換気設備による換気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	フードの面速維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気，換気設備による換気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持，フードの面速維持＜汚染のおそれのある区域（フード）に係る範囲＞：［フード］⇒フード排気フィルタユニット⇒フード排風機⇒［チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気設備のダクト合流部］⇒ [redacted] ダクト合流部］⇒［主排気筒］								
ウラン脱硝建屋換気設備	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C	C/—
	フード排気フィルタユニット	静的	C	—	C	—	—	C/—
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C	C/—
	フード排風機	動的	C	C	C	C	C	C/—
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	—	—	C/—
チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気設備	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	—	—	C/—
[redacted]		左記設備の耐震設計は、[redacted]にて記載。						
主排気筒	［主排気筒］	左記設備の耐震設計は、別紙1-3　主排気筒にて記載。						
放射性気体廃棄物の処理及び排気，換気設備による換気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持，フードの面速維持＜汚染のおそれのある区域（室）に係る範囲＞：［室⇒］建屋排気フィルタユニット⇒建屋排風機⇒［チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気設備のダクト合流部］⇒ [redacted] のダクト合流部］⇒［主排気筒］								
ウラン脱硝建屋換気設備	建屋排気フィルタユニット	静的	C	—	C	—	—	C/—
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	C	—	C/—
	建屋排風機	動的	C	C	C	C	—	C/—
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	—	—	C/—
チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気設備	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	—	—	C/—
[redacted]		左記設備の耐震設計は、[redacted]にて記載。						
主排気筒	［主排気筒］	左記設備の耐震設計は、別紙1-3　主排気筒にて記載。						

第５－１表　第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備の耐震クラス（1／1）

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設				耐震設計
			第24条	第28条	第10条		
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	換気設備による換気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気，換気設備による換気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持＜汚染のおそれのある区域（室）に係る範囲＞：［室⇒］第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気フィルタユニット⇒ 第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排風機⇒［北換気筒（ハル・エンドピース及び第１ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）］							
第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気フィルタユニット	静的	C	－	C	－	C/－
	主配管（溶液保持系，建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C/－
	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排風機	動的	C	C	C	C	C/－
	主配管（溶液保持系，建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C/－
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	－	C/－
北換気筒	［北換気筒（ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）］	左記設備の耐震設計は、別紙1-3　北換気筒にて記載。					
放射性気体廃棄物の処理及び排気，換気設備による換気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持＜汚染のおそれのある区域（室）に係る範囲＞：［室⇒］第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管排気フィルタユニット⇒第１ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管排風機⇒［北換気筒（ハル・エンドピース及び第１ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）］							
第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管排気フィルタユニット	静的	C	C	C	－	C/－
	主配管（溶液保持系，建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C/－
	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管排風機	動的	C	C	C	C	C/－
	主配管（溶液保持系，建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C/－
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	－	C/－
北換気筒	［北換気筒（ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）］	左記設備の耐震設計は、別紙1-3　北換気筒にて記載。					

第５－１表　低レベル廃液処理建屋換気設備の耐震クラス（1／1）

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設				耐震設計
			第24条	第28条	第10条		
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	換気設備による換気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気，換気設備による換気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持で汚染のおそれのある区域（室）に係る範囲＞：［室⇒］建屋排気フィルタユニット⇒建屋排風機⇒［[redacted]ダクト合流部］⇒［低レベル廃棄物処理建屋換気筒］							
換気設備	建屋排気フィルタユニット	静的	C	C	C	－	C/－
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C/－
	建屋排風機	動的	C	C	C	C	C/－
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C/－
	[redacted]	左記設備の耐震設計は、[redacted]にて記載。					
低レベル廃棄物処理建屋換気筒	［低レベル廃棄物処理建屋換気筒］	左記設備の耐震設計は、別紙1-3　低レベル廃棄物処理建屋換気筒にて記載。					

第５－１表　低レベル廃棄物処理建屋換気設備の耐震クラス（1／1）

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設				耐震設計
			第24条	第28条	第10条		
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	換気設備による換気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気，換気設備による換気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持く汚染のおそれのある区域（室）に係る範囲＞：［室⇒］建屋排気フィルタユニットⅠ、建屋排気フィルタユニットⅡ⇒建屋排風機Ⅰ、建屋排風機Ⅱ⇒[redacted]のダクト合流部］⇒［低レベル廃棄物処理建屋換気筒］							
低レベル廃棄物処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニット	静的	C	C	C	C	C/－
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C/－
	建屋排風機	静的	C	C	C	C	C/－
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C/－
[redacted]		[redacted]記設備の耐震設計は、[redacted]にて記載。					
低レベル廃棄物処理建屋換気筒	［低レベル廃棄物処理建屋換気筒］	左記設備の耐震設計は、別紙1-3　低レベル廃棄物処理建屋換気筒にて記載。					
放射性気体廃棄物の処理及び排気，換気設備による換気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持く汚染のおそれのある区域（室）に係る範囲＞：［室[redacted]機Ⅲ⇒［チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備のダクト合流部］⇒[redacted]のダクト合流部］⇒［主排気筒］							
低レベル廃棄物処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニット	静的	C	C	C	C	C/－
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C/－
	建屋排風機	静的	C	C	C	C	C/－
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C/－
[redacted]		左記設備の耐震設計は、[redacted]にて記載。					
主排気筒	［主排気筒］	左記設備の耐震設計は、別紙1-3　主排気筒にて記載。					

第５－１表　チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備の耐震クラス（1／1）

設備	機器、配管名称	属性（静的）（動的）	設計基準対象の施設				耐震設計
			第24条	第28条	第10条		
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	換気設備による換気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気，換気設備による換気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持，フードの面速維持＜室の汚染のおそれのある区域に係る範囲＞：［室⇒］建屋排気フィルタユニットⅠ⇒建屋排風機Ⅰ⇒[redacted]⇒［低レベル廃棄物処理建屋換気筒］							
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニット	静的	C	C	C	C	C/－
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C/－
	建屋排風機	静的	C	C	C	C	C/－
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C/－
[redacted]		左記設備の耐震設計は、[redacted]にて記載。					
低レベル廃棄物処理建屋換気筒	［低レベル廃棄物処理建屋換気筒］	左記設備の耐震設計は、別紙1-3　低レベル廃棄物処理建屋換気筒にて記載。					
放射性気体廃棄物の処理及び排気，換気設備による換気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持＜汚染のおそれのある区域（室）に係る範囲＞：［室⇒］建屋排気フィルタユニットⅡ⇒建屋排風機Ⅱ⇒[redacted]⇒［主排気筒］							
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	建屋排気フィルタユニット	静的	C	C	C	C	C/－
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C/－
	建屋排風機	静的	C	C	C	C	C/－
	主配管（建屋換気系）	静的	C	C	C	C	C/－
[redacted]		左記設備の耐震設計は、[redacted]にて記載。					
主排気筒	［主排気筒］	左記設備の耐震設計は、別紙1-3　主排気筒にて記載。					

第５－１表　ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備の耐震クラス（1／1）

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設				耐震設計
			第24条	第28条	第10条		
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	換気設備による換気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気，換気設備による換気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持＜汚染のおそれのある区域（室）に係る範囲＞：[室⇒]建屋排気フィルタユニットⅠ、建屋排気フィルタユニットⅡ⇒建屋排風機Ⅰ、建屋排風機Ⅱ⇒[第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備]⇒[北換気筒]							
ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	建屋フィルタユニット	静的	B	－	－	－	B/－
	主配管（建屋換気系）	静的	B	B	B	B	B/－
	建屋排風機	静的	B	B	B	B	B/－
	主配管（建屋換気系）	静的	B、C	B、C	－	B、C	B/－、C/－
	主配管（建屋換気系、廃ガス処理系）	静的	C	C	－	－	C/－
[第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備]	[第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備]	静的	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-1-4-7　建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ）にて記載。				
[主排気筒]	[北換気筒]	静的	左記設備の耐震設計は、別紙1-3　北換気筒にて記載。				

第５－１表　分析建屋換気設備の耐震クラス（1／3）

設備	機器、配管名称	属性（静的）（動的）	設計基準対象の施設					耐震設計
			第24条	第28条	第10条			
			放射性気体廃棄物の処理及び排気	換気設備による換気	放射性物質の保持機能	放射性物質を保持する系統の負圧維持	フードの面速維持	
放射性気体廃棄物の処理及び排気，換気設備による換気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持＜汚染のおそれのある区域（セル等）に係る範囲＞：［セル⇒］セル排気フィルタユニット⇒セル排風機⇒［チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気設備のダクト合流部］⇒[redacted]⇒［主排気筒］								
分析建屋換気設備	主配管（建屋換気系）	静的	B	B	B	B	－	B/－
分析建屋換気設備	セル排気フィルタユニット	静的	B	B	B	B	－	B/－
分析建屋換気設備	主配管（建屋換気系）	静的	B	B	B	B	－	B/－
分析建屋換気設備	セル排風機	動的	B	B	B	B	－	B/－
分析建屋換気設備	主配管（建屋換気系）	静的	B, C	B, C	B, C	B, C	－	B, C/－
チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気設備	［チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気設備のダクト合流部］	左記設備の耐震設計は、「チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気設備の耐震表」にて記載。						
[redacted]	[redacted]	左記設備の耐震設計は、[redacted]にて記載。						
主排気筒	［主排気筒］	左記設備の耐震設計は、別紙1-3　主排気筒にて記載。						
放射性気体廃棄物の処理及び排気，換気設備による換気，放射性物質の保持機能，放射性物質を保持する系統の負圧維持＜汚染のおそれのある区域（セル等）に係る範囲＞：［グローブボックス］⇒グローブボックス排気フィルタユニット⇒グローブボックス排風機⇒［チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気設備のダクト合流部］⇒[redacted]⇒［主排気筒］								
分析設備	［グローブボックス］	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-6-3-1　分析設備にて記載。						
分析建屋換気設備	主配管（建屋換気系）	静的	B	－	B	B	－	B/－
分析建屋換気設備	グローブボックス排気フィルタユニット	静的	B	－	B	B	－	B/－
分析建屋換気設備	主配管（建屋換気系）	静的	B	－	B	B	－	B/－
分析建屋換気設備	グローブボックス排風機	動的	B	－	B	B	－	B/－
分析建屋換気設備	主配管（建屋換気系）	静的	B, C	－	B, C	B, C	－	B, C/－
チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気設備	［チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気設備のダクト合流部］	左記設備の耐震設計は、「チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋換気設備の耐震表」にて記載。						
[redacted]	[redacted]	左記設備の耐震設計は、[redacted]にて記載。						
主排気筒	［主排気筒］	左記設備の耐震設計は、別紙1-3　主排気筒にて記載。						

４．抽出結果

色塗りにて抽出した機器等のリスト(抽出リスト)、色塗り結果を「添付３」に示す。抽出結果を反映した申請対象設備リストを「添付２」に示す。

設計図書等を確認するにあたり、設計図書の記載に係る留意事項を「別紙 1-2-6　別紙 1-2 における共通的な記載事項」に示す。

また、換気設備（設計基準対象の施設のみ）の設計図書等の色塗りについては、主流路となる範囲が明確になるように着色（設計基準対象の施設に係る系統は赤）する。

以上

添付１

別紙２　機能要求②抜粋

（建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ））

共通09　別紙２一覧参照

名称
第 10 条：閉じ込めの機能
第 24 条：廃棄施設
第 28 条：換気設備

系統機能及び基本設計方針番号の整理表（換気設備（設計基準対象の施設のみ））
第二十四条 廃棄施設

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備		共通09　別紙への展開	
					機能名称	基本設計方針紐付け番号
3	気体廃棄物の廃棄施設は，各施設の塔槽類等から発生する廃ガス及びセル等内の雰囲気中から環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くするよう，放射性物質の核種，性状，濃度に応じて，廃ガス洗浄塔，高性能粒子フィルタ等で洗浄，ろ過等の処理をした後，十分な拡散効果の期待できる排気筒から監視しながら放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	せん断処理・溶解廃ガス処理設備 （許可文中、第7.2-1表、第7.2-2図） 塔槽類廃ガス処理設備 （許可文中、第7.2-2表～12表、第7.2-5図～15図） 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 （許可文中、第7.2-13表、第7.2-16図） 換気設備のうち排気系 （許可文中、第7.2-14表～28表、第7.2-19図～33図） 北換気筒 （許可文中、第7.2-29表、第7.2-34図） 低レベル廃棄物処理建屋換気筒 （許可文中、第7.2-29表、第7.2-35図） 主排気筒 （許可文中、第7.2-30表、第7.2-36図） 【機能要求②】 **浄化機能に関わる**廃ガス洗浄塔，**高性能粒子フィルタ**，ルテニウム吸着塔，凝縮器等の機器 **排気性能に関わる排風機** 気体廃棄性能に関わる主排気筒 **主配管**	⇒ （別紙1-2、別紙1－3）へ展開	**・放射性気体廃棄物の処理及び排気** （北換気筒、低レベル廃棄物処理建屋換気筒、主排気筒については、別紙1-3へ展開）	**24条-3**
4	液体廃棄物の廃棄施設は，周辺環境に放出する放射性液体廃棄物による公衆の線量を合理的に達成できる限り低くするよう，廃液の放射性物質の核種，性状，濃度に応じてろ過，脱塩，蒸発処理を行い，放射性物質の量及び濃度を確認した上で，十分な拡散効果を有する海洋放出口から海洋に放出する設計とする。	機能要求① 機能要求②	液体廃棄物の廃棄施設 （許可文中、第7.3-1表～3表、第7.3-1図、第7.3-3図、第7.3-5図） 【機能要求②】 液体の廃棄処理に関わる第１低レベル廃液蒸発缶等の機器 廃液の浄化機能に関わる第１ろ過装置等の機器 液体廃棄性能に関わる第１海洋放出ポンプ等の機器 主配管	⇒ （別紙1－2）へ展開	・放射性液体廃棄物の処理及び廃棄	24条-4

系統機能及び基本設計方針番号の整理表（換気設備（設計基準対象の施設のみ））
第二十八条 換気設備

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備		共通09　別紙への展開	
					機能名称	基本設計方針紐付け番号
4	放射線障害を防止するために，通常運転時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，放射線業務従事者に外気を供給する設計とし、必要な換気能力を有する設計とする。	評価要求 機能要求① 機能要求②	各建屋換気設備の建屋送風機 （許可文中、第7.2-14表～28表、第7.2-19図～33図） 【機能要求②】 **使用済燃料輸送容器管理建屋排気系** **使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系** 前処理建屋排気系 分離建屋排気系 精製建屋排気系 **ウラン脱硝建屋排気系** ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系 高レベル廃液ガラス固化建屋排気系 **第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系** **低レベル廃液処理建屋排気系** **低レベル廃棄物処理建屋排気系** **ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系** **チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系** **分析建屋排気系** 機能要求②は，上記設備の**排風機及びダクト**とする。 評価要求の換気能力は，上記設備のうち，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系とする。	⇒ （別紙1－2）へ展開	**・換気設備による換気**	**28条-4，5**
5	換気設備は，給気系及び排気系で構成し，汚染の程度の低い区域から汚染の程度のより高い区域に向かって空気を流す設計とし、給排気量を適切に設定及び調節することにより、汚染のおそれのある区域を清浄区域より負圧に維持するとともに，適切な換気・空調を行う設計とする。	機能要求① 機能要求②	各建屋換気設備の建屋送風機 （許可文中、第7.2-14表～28表、第7.2-19図～33図） 【機能要求②】 **使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備** **使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備** 前処理建屋換気設備 分離建屋換気設備 精製建屋換気設備 **ウラン脱硝建屋換気設備** ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 **第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備** **低レベル廃液処理建屋換気設備** **低レベル廃棄物処理建屋換気設備** **ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備** **チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備** **分析建屋換気設備** 機能要求②は，上記設備の**排風機及びダクト**とする。			

系統機能及び基本設計方針番号の整理表（換気設備（設計基準対象の施設のみ））
第十条 閉じ込めの機能

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備		共通09　別紙への展開 機能名称	基本設計方針紐付け番号
1	第1章　共通項目 4.　閉じ込めの機能 4.1　閉じ込め 　安全機能を有する施設は，放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める，又は漏えいした場合においても，セル，グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し，放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	プルトニウム精製設備の注水槽，注水槽の液位計 ・北換気筒 ・低レベル廃棄物処理建屋換気筒 ・施設共通　基本設計方針 【機能要求②】 ・使用済燃料受入れ設備（燃料取出し設備） ・使用済燃料貯蔵設備（燃料移送設備，燃料貯蔵設備，燃料送出し設備，プール水冷却系，プール水浄化系，補給水設備） ・せん断処理設備 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン精製設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備（受入れ系，蒸発濃縮系，ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系，焙焼・還元系，粉体系） ・酸回収設備（第１酸回収系，第２酸回収系） ・溶媒回収設備（分離・分配系，プルトニウム精製系，ウラン精製系，溶媒処理系） ・ウラン酸化物貯蔵設備 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 ・計測制御設備 ・安全保護回路 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系（分離建屋），パルセータ廃ガス処理系（分離建屋），塔槽類廃ガス処理系（ウラン系），塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系），パルセータ廃ガス処理系（精製建屋），溶媒処理廃ガス処理系，ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃液廃ガス処理系，低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系，廃溶媒処理廃ガス処理系，雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系，塔槽類廃ガス処理系（低レベル廃棄物処理建屋），チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備，分析建屋塔槽類廃ガス処理設備） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・主排気筒 ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系，アルカリ廃液濃縮系，高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，アルカリ濃縮廃液貯蔵系，共用貯蔵系） ・低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系，第2低レベル廃液処理系，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系，油分除去系，海洋放出管理系） ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系，廃溶媒処理系，雑固体廃棄物処理系，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系） ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系，ハル・エンドピース貯蔵系） ・安全圧縮空気系 ・安全冷却水系 ・分析設備 上記の設備のうち，使用済燃料等を内包又は取り扱う主要な系統及び機器 **・換気設備（使用済燃料輸送容器管理建屋排気系，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系，**前処理建屋排気系，分離建屋排気系，精製建屋排気系，**ウラン脱硝建屋排気系**，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系，高レベル廃液ガラス固化建屋排気系，**第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系，低レベル廃液処理建屋排気系，低レベル廃棄物処理建屋排気系，ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系，分析建屋排気系**） 上記の換気設備のうち，**主要な系統及び機器**	⇒ （別紙1－2、別紙1－3）へ展開	**・放射性物質の保持機能** ・安全上重要な施設の安全機能の支援 （計測制御設備等については、別紙1－3へ展開）	**10条-1**
6	(2)　漏えい液の回収 　液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し，液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は，漏えい検知装置により検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	・せん断処理設備 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン精製設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系） ・酸回収設備（第１酸回収系，第２酸回収系） ・溶媒回収設備（分離・分配系，プルトニウム精製系，ウラン精製系，溶媒処理系） ・計測制御設備 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（塔槽類廃ガス処理系（分離建屋），塔槽類廃ガス処理系（ウラン系），塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系），ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃液廃ガス処理系） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋排気系） ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系，アルカリ廃液濃縮系，高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，アルカリ濃縮廃液貯蔵系，共用貯蔵系） ・低レベル廃液処理設備（第１低レベル廃液処理系，第２低レベル廃液処理系） ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・分析設備 上記の設備のうち，セル等からの漏えい液回収に係る系統及び機器 回収が重力流によらない場合：漏えい液受皿，漏えい検知装置 回収が重力流による場合：漏えい液受皿，漏えい検知装置及び漏えい液受皿から最終回収先の貯槽までの配管 ※漏えいした液が沸騰又は爆発のおそれのある液体状の放射性物質を内包する機器からの漏えいにおける受皿以降の回収系統は，項目番号8で抽出する。 ※未臨界濃度以上のプルトニウム溶液を連続移送する配管からの漏えいの可能性があり，回収が重力流によらない漏えい液受皿の集液溝を監視する装置については，項目番号10で抽出する。	⇒ （別紙1－2、別紙1－3）へ展開	・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収 ・室等の漏えい拡大防止 （計測制御設備等については、別紙1－3へ展開）	10条-6

系統機能及び基本設計方針番号の整理表（換気設備（設計基準対象の施設のみ））
第十条 閉じ込めの機能

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備		共通09　別紙への展開 機能名称	基本設計方針紐付け番号
7	液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し，万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は，漏えいを検知し，漏えいの拡大を防止するとともに，漏えいした液の移送及び処理ができる設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	・使用済燃料貯蔵設備（プール水浄化系） ・ウラン精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備（受入系，蒸発濃縮系，ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系） ・溶媒回収設備（プルトニウム精製系） ・計測制御設備 ・高レベル廃液処理設備（高レベル濃縮廃液貯蔵系） ・低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系，海洋放出管理系） ・低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系,廃溶媒処理系） ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系，ハル・エンドピース貯蔵系） ・分析設備 上記の設備のうち，室に設置している漏えい液受皿からの漏えい液回収に係る系統及び機器 回収が重力流によらない場合：漏えい液受皿，漏えいを検知するための設備 回収が重力流による場合：漏えい液受皿，漏えいを検知するための設備及び漏えい液受皿から最終回収先の貯槽までの配管	⇒ （別紙1－2、別紙1－3）へ展開	・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収 ・室等の漏えい拡大防止 （計測制御設備等については、別紙1－3へ展開）	10条-7
9	a.　沸騰するおそれのある又はn－ドデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液の回収 漏えいした液の発熱量が大きく，沸騰のおそれがあるか又はTBP，n-ドデカン及びこれらの混合物（以下「有機溶媒」という。）を含む漏えいした液がn-ドデカンの引火点に達するおそれのあるセル等については，漏えいを検知するための漏えい検知装置を多重化し，万一外部電源が喪失した場合でも，漏えいした液を確実に移送するために，スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気はその他再処理設備の附属施設の安全蒸気系から，ポンプを使用する場合の電源は非常用所内電源系統から供給する設計とする。また，ポンプは，多重化するか，万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。 なお，沸騰するおそれのある又はn－ドデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液をスチームジェットポンプにより移送する場合に使用する安全蒸気系の設計については，第2章 個別項目の「7.　その他再処理設備の附属施設」の「7.2.3　蒸気供給設備」に示す。	機能要求① 機能要求② 評価要求 冒頭宣言	・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・プルトニウム精製設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系，高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，共用貯蔵系） ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・計測制御設備 ・安全蒸気系 上記の設備のうち，沸騰するおそれがある漏えい液又はn-ドデカンの引火点に達するおそれのある漏えい液受皿，漏えい検知装置，漏えい液受皿から回収貯槽までの配管，ポンプで回収する場合はポンプ，スチームジェットポンプで回収する場合はスチームジェットポンプ並びに安全蒸気の供給に必要な系統及び機器を対象とする。発熱量が大きく，安全に回収するために希釈が必要な場合には，希釈液の供給系統も含める。	⇒ （別紙1－2、別紙1－3）へ展開	・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収 ・安全上重要な施設の安全機能の支援 （計測制御設備等については、別紙1－3へ展開）	10条-9
10	b.　臨界のおそれのある漏えい液の回収 通常の運転状態において硝酸プルトニウム並びに硝酸プルトニウム及び硝酸ウラニルの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器を収納するセルの床には，万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。 なお，漏えい液受皿の臨界管理に関する設計については，第１章　共通項目の「1.　核燃料物質の臨界防止」の「1.1　核燃料物質の臨界防止に関する設計」に基づくものとする。	機能要求② 評価要求 冒頭宣言	・プルトニウム精製設備 ・精製施設一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） 上記の設備のうち，臨界防止として，液厚管理の必要がある漏えい液受皿	⇒ （別紙1－2、別紙1－3）へ展開	・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収	10条-10
11	連続移送の配管から漏えいのおそれがあり，漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は，漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し，万一漏えいした場合には，漏えいを確実に検知し移送する設計とする。 通常の運転状態において無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を連続移送する配管から漏えいのおそれがあり，漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は，漏えい液受皿の集液溝を監視する装置により，漏えいを検知する設計とする。	設置要求 機能要求② 評価要求	施設共通　基本設計方針 【機能要求②】 ・プルトニウム精製設備 ・計測制御設備 上記の設備のうち，連続移送配管から漏えいした未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない漏えい液受皿，漏えい検知装置	⇒ （別紙1－3）へ展開	・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収	10条-11
13	熱媒をセル内に設置された流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は，熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	施設共通　基本設計方針 【機能要求②】 セル内に熱媒を供給する設備の経路上に設置している計測制御設備	⇒ （別紙1－3）へ展開	・熱媒中への使用済燃料等の漏えい検知	10条-13
15	4.1.4　放射性物質を取り扱う設備，セル等及び室の負圧維持 プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器，セル等並びにこれらを収納する建屋は，原則として，気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち，それぞれの気圧は，原則として，建屋，セル等，系統及び機器の順に低くすることで漏えいの拡大を防止する設計とする。 また，上記以外の放射性物質を内包する系統及び機器，セル等並びにこれらを収納する建屋は，気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち，それぞれの気圧は，建屋，セル等，系統及び機器の順に低くすることで漏えいの拡大を防止する設計とする。 気体廃棄物の廃棄施設は，放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするとともに，フィルタ，洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後，主排気筒，北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。 なお，放射性物質を適切に除去するための系統及び機器に関する設計については，第2章　個別項目の「5.　放射性廃棄物の廃棄施設」に示す。	機能要求① 機能要求② 冒頭宣言	・分離設備 ・分配設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備（受入れ系，ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系，焙焼・還元系，粉体系） ・酸回収設備（第1酸回収系，第2酸回収系） ・溶媒回収設備（溶媒処理系） ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系（分離建屋），パルセータ廃ガス処理系（分離建屋），塔槽類廃ガス処理系（ウラン系），塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系），パルセータ廃ガス処理系（精製建屋），溶媒処理廃ガス処理系，ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃液廃ガス処理系，低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系，廃溶媒処理廃ガス処理系，雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系，塔槽類廃ガス処理系（低レベル廃棄物処理建屋），チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備，分析建屋塔槽類廃ガス処理設備） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・**換気設備（使用済燃料輸送容器管理建屋排気系，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系**，前処理建屋排気系，分離建屋排気系，精製建屋排気系，**ウラン脱硝建屋排気系**，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系，高レベル廃液ガラス固化建屋排気系，**第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系，低レベル廃液処理建屋排気系，低レベル廃棄物処理建屋排気系，ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系**，分析建屋排気系） ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系，高レベル濃縮廃液貯蔵系） ・低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系，第2低レベル廃液処理系） ・低レベル固体廃棄物処理設備（雑固体廃棄物処理系） ・分析設備 上記の設備のうち，**主要な系統及び機器**	⇒ （別紙1－2）へ展開	**・放射性物質を保持する系統の負圧維持**	**10条-15**

系統機能及び基本設計方針番号の整理表（換気設備（設計基準対象の施設のみ））
第十条 閉じ込めの機能

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備		共通09　別紙への展開 機能名称	基本設計方針紐付け番号
16	設計基準事故時においても，可能な限り負圧維持並びに漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに，一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても，再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。	機能要求① 機能要求②	・分離設備 ・分配設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝系，焙焼・還元系，粉体系） ・計測制御設備 ・安全保護回路 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備，塔槽類廃ガス処理系（分離建屋），パルセータ廃ガス処理系（分離建屋），塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系），パルセータ廃ガス処理系（精製建屋），ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備，高レベル濃縮廃液廃ガス処理系，不溶解残渣廃液廃ガス処理系） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備（前処理建屋排気系，分離建屋給気系，分離建屋排気系，精製建屋給気系，精製建屋排気系，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，高レベル廃液ガラス固化建屋排気系） ・主排気筒 ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系） 上記の設備のうち，主要な系統及び機器	⇒ （別紙1－2）へ展開	・設計基準事故時における閉じ込め機能	10条-16
17	4.1.5　グローブボックス及びフード プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックスは，給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。	機能要求②	・プルトニウム精製設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系，ウラン・プルトニウム混合脱硝系，焙焼・還元系，粉体系） 上記の設備のプルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックス	⇒ （別紙1－3）へ展開	・ＧＢの密閉構造	10条-17
18	フードは，気体廃棄物の廃棄施設により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。	機能要求① 機能要求②	・プルトニウム精製設備 ・ウラン脱硝設備（受入れ系，ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（粉体系） ・塔槽類廃ガス処理設備（塔槽類廃ガス処理系（低レベル廃棄物処理建屋）） ・**換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系，**分離建屋排気系，精製建屋排気系，**ウラン脱硝建屋排気系**，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系，**分析建屋排気系**） ・分析設備 上記の設備のうち，**フード及びフードからの排気系**	⇒ （別紙1－2）へ展開	**・フードの面速維持**	**10条-18**
19	4.1.6　崩壊熱除去 再処理施設は，使用済燃料及びその溶解液，放射性廃棄物等の貯蔵及び処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。 なお，溶解液等の貯蔵及び処理時に発生する崩壊熱による溶液の異常な温度上昇を防止するために使用する安全冷却水系の設計については，第2章 個別項目の「7.　その他再処理設備の附属施設」の「7.2.2　冷却水設備」に示す。 また，使用済燃料，製品貯蔵容器及び放射性廃棄物であるガラス固化体の貯蔵時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇の防止に関する設計については，それぞれ第2章　個別項目の「1.　使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設」，「3.　製品貯蔵施設」及び「5.　放射性廃棄物の廃棄施設」の「5.3　固体廃棄物の廃棄施設」に示す。	機能要求① 機能要求② 評価要求 冒頭宣言	・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系，高レベル濃縮廃液貯蔵系，不溶解残渣廃液貯蔵系，共用貯蔵系） ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・安全冷却水系 上記設備のうち、事業変更許可申請書 添付書類六 第９．５－２表に記載の崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器へ冷却水を供給する系統及び機器（冷却塔，ポンプ，熱交換器，容器）	⇒ （別紙1－2、別紙1－3）へ展開	・使用済燃料等を含む溶液の崩壊熱除去 ・安全上重要な施設の安全機能の支援 （計測制御設備等については、別紙1－3へ展開）	10条-19
20	4.1.7　液体状の放射性物質の施設外への漏えい防止 液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には「4.1.3　放射性物質の漏えい拡大防止」に示す漏えい液受皿を設置し，液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計としている。 漏えい液受皿を設置しない場合は，液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部に堰を設置し，最大容量の機器から全量漏えいした場合においても，液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。	機能要求② 評価要求	・前処理建屋 ・分離建屋 ・精製建屋 ・ウラン脱硝建屋 ・低レベル廃棄物処理建屋 ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 上記の建屋において，施設外に通じる出入口又はその周辺部に設置している液体状の放射性物質の施設外への漏えいを防止する堰	⇒ （別紙1－3）へ展開	・施設外漏えい防止堰の設置	10条-20

添付２

申請対象設備リスト

（建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ））

申請対象設備リスト（系統設備）
(1/3)

番号	施設区分		設備区分			機器名称 (事業変更許可)	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置 場所	数量	申請回	変更 区分	ＤＢ 区分	ＳＡ 区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	建屋排風機	建屋排風機	ファン	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	機-1	FC	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_1 7509-K750～K751 (建屋排風機A～B)
2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	使用済燃料輸送容器管理建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	10条-1 24条-3	機-2	FC	5	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_1 7509-F700～F704 (建屋排気フィルタユニットA～E)
3	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	使用済燃料輸送容器管理建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	配-1	FC	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気
4	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	使用済燃料輸送容器管理建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	配-2	FC,屋外	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気
5	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	建屋排風機	建屋排風機	ファン	10条-1,15,18 24条-3 28条-4,5	機-1	FB	3	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_2 7909-K142,K144,K146 (建屋排風機A～C)
6	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	10条-1 24条-3	機-2	FB	3	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_2 7909-F141,F143,F145 (建屋排気フィルタユニットA～C)
7	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15,18 24条-3 28条-4,5	配-1	FB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：フード内空気,建屋内空気
8	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15,18 24条-3 28条-4,5	配-2	FA,FB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：フード内空気,建屋内空気
9	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	配-3	FB,屋外	一式	①	既設	非安重	常設SA	C/(C)	主：使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系 従：排気モニタリング設備 従：代替排気モニタリング設備	—	流体：フード内空気,建屋内空気
10	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	—	建屋排風機	建屋排風機	ファン	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	機-05-3	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_5 3109-K31,K32 （建屋排風機A,B）
11	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	—	フード排風機	フード排風機	ファン	10条-1,15,18 24条-3 28条-4,5	機-05-4	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_5 3109-K34,K35 （フード排風機A,B）
12	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	10条-1 24条-3	機-05-1	BA	10	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_5 3109-F3111～F3120 （建屋排気フィルタユニットA～J）
13	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	—	フード排気フィルタユニット	フード排気フィルタユニット	フィルタ	10条-1 24条-3	機-05-2	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_5 3109-F3411,F3412 （フード排気フィルタユニットA,B）
14	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	—	ウラン脱硝建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	配-05-1	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：建屋内空気
15	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	—	ウラン脱硝建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15,18 24条-3 28条-4,5	配-05-2	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：フード内空気
16	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	—	ウラン脱硝建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15,18 24条-3 28条-4,5	配-05-3	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：建屋内空気 流体3：フード内空気
17	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	—	ウラン脱硝建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15,18 24条-3 28条-4,5	配-07-1	BA,TY10E	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：建屋内空気 流体3：フード内空気
19	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排風機	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排風機	ファン	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	機-09-2	KBE	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_12 2909-K581,582 （第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排風機A,B）
20	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第1,第2排風機	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第1,第2排風機	ファン	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	機-09-4	KBE	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_13,14 2909-K111,K112,K121,K122 （第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット納管第1,第2排風機A,B）
21	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気フィルタユニット	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気フィルタユニット	フィルタ	10条-1 24条-3	機-09-1	KBE	10	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_12 2909-F561～570 （第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気フィルタユニットA～J）
22	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第1,第2排気フィルタユニット	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第1,第2排気フィルタユニット	フィルタ	10条-1 24条-3	機-09-3	KBE	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_13,14 2909-F114,F115,F124,F125 （第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット納管第1,第2排気フィルタユニットA,B）
23	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	配-09-1	KBE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気

申請対象設備リスト（系統設備）
(2/3)

番号	施設区分		設備区分			機器名称 (事業変更許可)	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置 場所	数量	申請回	変更 区分	ＤＢ 区分	ＳＡ 区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
24	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	配-07-1	屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気
25	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	運転予備用建屋排風機	運転予備用建屋排風機	ファン	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	機-04-1	AD	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_15
26	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	建屋排風機	建屋排風機	ファン	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	機-04-2	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_15 [redacted] (建屋排風機A,B)
27	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	10条-1 24条-3	機-04-3	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_15 [redacted] (建屋排気フィルタユニットA,B)
28	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	低レベル廃液処理建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	配-04-1	AD,屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気
30	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排風機	建屋排風機Ⅰ	ファン	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	機08-34	DA	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_27 5341-K062～K065 （建屋排風機ⅠA～C）
31	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排風機	建屋排風機Ⅱ	ファン	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	機08-35	DA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_27 5341-K067,K068 （建屋排風機ⅡA,B）
32	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排風機	建屋排風機Ⅲ	ファン	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	機08-36	DA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_28 5341-K070,K071 （建屋排風機ⅢA,B）
33	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅠ	フィルタ	10条-1 24条-3	機08-31	DA	56	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_27 5341-F601～F656 （建屋排気フィルタユニットⅠA,B,C,D,I,J,K,L-1～5、E,F,G,H-1～4）
34	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅡ	フィルタ	10条-1 24条-3	機08-32	DA	13	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_27 5341-F661～F673 （建屋排気フィルタユニットⅡA-1～3、B-1～4、C-1～6）
35	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅢ	フィルタ	10条-1 24条-3	機08-33	DA	8	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_28 5341-F691～F698 （建屋排気フィルタユニットⅢA-1～8）
36	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	低レベル廃棄物処理建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	配08-10	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気
29	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	—	低レベル廃棄物処理建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	配-07-1	DA,屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気
39	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排風機	建屋排風機Ⅰ	ファン	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	機-02-1	AE	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_18 [redacted] (建屋排風機ⅠA,B)
40	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排風機	建屋排風機Ⅱ	ファン	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	機-02-2	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_18 [redacted] (建屋排風機ⅡA,B)
41	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅠ	フィルタ	10条-1 24条-3	機-02-3	AE	5	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_18 [redacted] (建屋排気フィルタユニットⅠA～E)
42	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅡ	フィルタ	10条-1 24条-3	機-02-4	AE	3	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_18 [redacted] (建屋排気フィルタユニットⅡA～C)
43	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	配-02-1	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体：建屋内空気
44	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	配-07-1	AE,屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気
45	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅰ	建屋排風機Ⅰ	ファン	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	機08-63	DC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_17 5740-K041,K042 （建屋排風機ⅠA,B）
46	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	建屋排風機Ⅰ	建屋排風機Ⅱ	ファン	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	機08-64	DC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_17 5740-K044,K045 （建屋排風機ⅡA,B）
47	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅠ	フィルタ	10条-1 24条-3	機08-61	DC	3	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_17 5740-F401～F403 （建屋排気フィルタユニットⅠA～C）
48	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅡ	フィルタ	10条-1 24条-3	機08-62	DC	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_17 5740-F431,F432 （建屋排気フィルタユニットⅡA,B）
49	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	配08-16	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気

申請対象設備リスト（系統設備）
(3/3)

番号	施設区分		設備区分			機器名称 (事業変更許可)	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置 場所	数量	申請回	変更 区分	ＤＢ 区分	ＳＡ 区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
52	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	—	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	配-07-1	DC,TY10E,屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気
53	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	建屋排風機	建屋排風機	ファン	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	機-13-1	AH	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	EFD番号：EFD_22 [redacted] (建屋排風機A,B)
54	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	フード排風機	フード排風機	ファン	10条-1,15,18 24条-3 28条-4,5	機-13-2	AH	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	EFD番号：EFD_22 [redacted] (フード排風機A,B)
55	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	セル排風機	セル排風機	ファン	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	機-13-3	AH	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_23 [redacted] (セル排風機A,B)
56	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	グローブボックス排風機	グローブボックス排風機	ファン	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	機-13-4	AH	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	OSL(再処理主)	EFD番号：EFD_23 [redacted] (グローブボックス排風機A,B)
57	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	10条-1 24条-3	機-13-5	AH	19	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_22 [redacted] (建屋排気フィルタユニットA～S)
58	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	フード排気フィルタユニット	フード排気フィルタユニット	フィルタ	10条-1 24条-3	機-13-6	AH	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_22 [redacted] (フード排気フィルタユニットA～D)
59	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	セル排気フィルタユニット	セル排気フィルタユニット	フィルタ	10条-1 24条-3	機-13-7	AH	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_23 [redacted] (セル排気フィルタユニットA,B)
60	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	10条-1 24条-3	機-13-8	AH	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_23 [redacted] (グローブボックス排気フィルタユニットA～D)
61	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	配-13-1	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	流体：建屋内空気
62	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	配-13-2	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	OSL(再処理主)	流体：GB内空気
63	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15 24条-3 28条-4,5	配-13-3	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：セル内空気
64	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15,18 24条-3 28条-4,5	配-13-4	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	流体：フード内空気
65	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1 24条-3 28条-4,5	配-13-5	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気
66	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1 24条-3 28条-4,5	配-13-6	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	B，C/—	—	—	流体：GB内空気
67	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1 24条-3 28条-4,5	配-13-7	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	B，C/—	—	—	流体：セル内空気
68	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1 24条-3 28条-4,5	配-13-8	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：フード内空気
69	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1 24条-3 28条-4,5	配-13-9	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：フード内空気
70	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1 24条-3 28条-4,5	配-13-10	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：GB内空気 流体3：フード内空気
71	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	10条-1,15,18 24条-3 28条-4,5	配-07-1	AH,屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：GB内空気 流体3：フード内空気 流体4：セル内空気

添付３

申請対象設備抽出結果

（建屋換気設備（設計基準対象の施設のみ））

（１）使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備

抽出リスト（機器）
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	建屋排風機	建屋排風機	ファン	7509-K750～K751 (建屋排風機A～B)	FC	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_1 7509-K750～K751 (建屋排風機A～B)
機-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	使用済燃料輸送容器管理建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	7509-F700～F704 (建屋排気フィルタユニットA～E)	FC	5	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_1 7509-F700～F704 (建屋排気フィルタユニットA～E)

抽出リスト（配管）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
配-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	使用済燃料輸送容器管理建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	—	FC	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気
配-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	—	使用済燃料輸送容器管理建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	—	FC, 屋外	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気

（２）使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備

抽出リスト（機器）
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	建屋排風機	建屋排風機	ファン	7909-K142,K144,K146（建屋排風機A～C）	FB	3	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_2 7909-K142,K144,K146 (建屋排風機A～C)
機-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	7909-F141,F143,F145（建屋排気フィルタユニットA～C）	FB	3	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_2 7909-F141,F143,F145 (建屋排気フィルタユニットA～C)

抽出リスト（配管）
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
配-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	—	FB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：フード内空気,建屋内空気
配-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	—	FA,FB	一式	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：フード内空気,建屋内空気
配-3	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	—	FB,屋外	一式	①	改造	非安重	常設SA	C/(C)	主：使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系 従：放射線監視設備(SA) 従：代替モニタリング設備	—	流体：フード内空気,建屋内空気

（３）ウラン脱硝建屋換気設備

抽出リスト（機器）
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-05-3	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	—	建屋排風機	建屋排風機	ファン	3109-K31 （建屋排風機A） 3109-K32 （建屋排風機	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3109-K31 （建屋排風機A） 3109-K32 （建屋排風機B） EFD番号：EFD_5
機-05-4	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	—	フード排風機	フード排風機	ファン	3109-K34 （フード排風機A） 3109-K35 （フード排風機B）	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3109-K34 （フード排風機A） 3109-K35 （フード排風機B） EFD番号：EFD_5
機-05-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	3109-F3111～ 3109-F3120 （建屋排気フィルタユニットA～J）	BA	10	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3109-F3111～ 3109-F3120 （建屋排気フィルタユニットA～J） EFD番号：EFD_5
機-05-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	—	フード排気フィルタユニット	フード排気フィルタユニット	フィルタ	3109-F3411 （フード排気フィルタユニットA） 3109-F3412 （フード排気フィルタユニットB）	BA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	3109-F3411 （フード排気フィルタユニットA） 3109-F3412 （フード排気フィルタユニットB） EFD番号：EFD_5

抽出リスト（配管）
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
配-05-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	—	ウラン脱硝建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	—	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：建屋内空気
配-05-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	—	ウラン脱硝建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	—	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：フード内空気
配-05-3	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	—	ウラン脱硝建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	—	BA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：廃ガス 流体2：建屋内空気 流体3：フード内空気
配-07-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン脱硝建屋換気設備	—	ウラン脱硝建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	—	BA,TY10E	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1:廃ガス 流体2:建屋内空気

（４）第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備

抽出リスト（機器）
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-09-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排風機	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排風機	ファン	2909-K581 （第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排風機A） 2909-K582 （第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排風機B）	KBE	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_15
機-09-4	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第1,第2排風機	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第1,第2排風機	ファン	2909-K111 （第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第1排風機A） 2909-K112 （第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第1排風機B） 2909-K121 （第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第2排風機A） 2909-K122 （第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第2排風機B）	KBE	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_16,17
機-09-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気フィルタユニット	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気フィルタユニット	フィルタ	2909-F561 2909-F562 2909-F563 2909-F564 2909-F565 2909-F566 2809-F567 2909-F568 2909-F569 2909-F570 （第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟建屋排気フィルタユニットA～J）	KBE	10	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_15
機-09-3	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第1,第2排気フィルタユニット	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第1,第2排気フィルタユニット	フィルタ	2909-F114 （第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第1排気フィルタユニットA） 2909-F115 （第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第1排気フィルタユニットB） 2909-F124 （第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第2排気フィルタユニットA） 2909-F125 （第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟貯蔵ピット収納管第2排気フィルタユニットB）	KBE	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_16,17

抽出リスト（配管）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 （主従）	共用 （主従）	備考
配-09-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	—	KBE	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気
配-07-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	第１ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	—	第１ガラス固化体貯蔵建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	—	屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気

（５）低レベル廃液処理建屋換気設備

抽出リスト（機器）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
機-04-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	運転予備用建屋排風機	運転予備用建屋排風機	ファン	[redacted]	AD	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_15
機-04-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	建屋排風機	建屋排風機	ファン	[redacted]（建屋排風機A）[redacted]（建屋排風機B）	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_15
機-04-3	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	[redacted]（建屋排気フィルタユニットA）[redacted]（建屋排気フィルタユニットB）	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_15

抽出リスト（配管）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
配-04-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	低レベル廃液処理建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	—	AD,屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気

（６）低レベル廃棄物処理建屋換気設備

抽出リスト（機器）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
機-08-31	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅠ	フィルタ	5341-F601～F656（建屋排気フィルタユニットⅠA-1～A-5,B-1～B-5,C-1～C-5,D-1～D-5,E-1～E-4,F-1～F-4,G-1～G-4,H-1～H-4,I-1～I-5,J-1～J-5,K-1～K-5,L-1～L-5）	DA	56	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_27
機-08-32	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅡ	フィルタ	5341-F661～F673（建屋排気フィルタユニットⅡA-1～A-3,B-1～B-4,C-1～C-6）	DA	13	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_27
機-08-33	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅢA-1～A-8	フィルタ	5341-F691～F698（建屋排気フィルタユニットⅢA-1～A-8）	DA	8	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_28
機-08-34	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋排気系	建屋排風機	建屋排風機Ⅰ	ファン	5341-K062（建屋排風機ⅠA） 5341-K063（建屋排風機ⅠB） 5341-K064（建屋排風機ⅠC） 5341-K065（建屋排風機ⅠD）	DA	4	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_27
機-08-35	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋排気系	建屋排風機	建屋排風機Ⅱ	ファン	5341-K067（建屋排風機ⅡA） 5341-K068（建屋排風機ⅡB）	DA	2	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_27
機-08-36	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋排気系	建屋排風機	建屋排風機Ⅲ	ファン	5341-K070（建屋排風機ⅢA） 5341-K071（建屋排風機ⅢB）	DA	2	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_28

抽出リスト（配管）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
配-08-10	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	低レベル廃棄物処理建屋排気系	低レベル廃棄物処理建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	—	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気
配-07-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	低レベル廃液処理建屋換気設備	—	低レベル廃棄物処理建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	—	DA,屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気

（7）チャンネル ボックス・バーナブル ポイズン処理建屋換気設備

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-08-61	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅠ	フィルタ	5740-F401 (建屋排気フィルタユニットⅠA) 5740-F402 (建屋排気フィルタユニットⅠB) 5740-F403 (建屋排気フィルタユニットⅠC)	DC	3	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_17
機-08-62	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅡ	フィルタ	5740-F431 (建屋排気フィルタユニットⅡA) 5740-F432 (建屋排気フィルタユニットⅡB)	DC	2	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_17
機-08-63	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系	建屋排風機Ⅰ	建屋排風機Ⅰ	ファン	5740-K041 (建屋排風機ⅠA) 5740-K042 (建屋排風機ⅠB)	DC	2	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_17
機-08-64	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系	建屋排風機Ⅱ	建屋排風機Ⅱ	ファン	5740-K044 (建屋排風機ⅡA) 5740-K045 (建屋排風機ⅡB)	DC	2	②-4	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_17

抽出リスト（配管）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用（主従）	共用（主従）	備考
配-08-16	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建	—	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	—	DC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気
配-07-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建	—	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	—	DC,TY10E,屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気

（８）ハル・エンド ピース貯蔵建屋換気設備

抽出リスト（機器）
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-02-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排風機	建屋排風機Ⅰ	ファン	[redacted] (建屋排風機ⅠA) [redacted] (建屋排風機ⅠB)	AE	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_18
機-02-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排風機	建屋排風機Ⅱ	ファン	[redacted] (建屋排風機ⅡA) [redacted] (建屋排風機ⅡB)	AE	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_18
機-02-3	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅠ	フィルタ	[redacted] (建屋排気フィルタユニットⅠA) [redacted] (建屋排気フィルタユニットⅠB) [redacted] (建屋排気フィルタユニットⅠC) [redacted] (建屋排気フィルタユニットⅠD) [redacted] (建屋排気フィルタユニットⅠE)	AE	5	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_18
機-02-4	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニットⅡ	フィルタ	[redacted] (建屋排気フィルタユニットⅡA) [redacted] (建屋排気フィルタユニットⅡB) [redacted] (建屋排気フィルタユニットⅡC)	AE	3	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_18

抽出リスト（配管）
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
配-02-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	—	AE	一式	②-2	既設	非安重	—	B，C/—	—	—	流体：建屋内空気
配-07-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	—	ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系	主配管（建屋換気系）	主配管	—	AE,屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気

（９）分析建屋換気設備

抽出リスト（機器）
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-13-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	建屋排風機	建屋排風機	ファン	[redacted] (建屋排風機A) [redacted] (建屋排風機B)	AH	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	EFD番号：EFD_22
機-13-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	フード排風機	フード排風機	ファン	[redacted] (フード排風機A) [redacted] (フード排風機B)	AH	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	EFD番号：EFD_22
機-13-3	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	セル排風機	セル排風機	ファン	[redacted] (セル排風機A) [redacted] (セル排風機B)	AH	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_23
機-13-4	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	グローブボックス排風機	グローブボックス排風機	ファン	[redacted] (グローブボックス排風機A) [redacted] (グローブボックス排風機B)	AH	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	OSL(再処理主)	EFD番号：EFD_23
機-13-5	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	建屋排気フィルタユニット	建屋排気フィルタユニット	フィルタ	[redacted] (建屋排気フィルタユニットA～S)	AH	19	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_22
機-13-6	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	フード排気フィルタユニット	フード排気フィルタユニット	フィルタ	[redacted] (フード排気フィルタユニットA～D)	AH	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_22
機-13-7	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	セル排気フィルタユニット	セル排気フィルタユニット	フィルタ	[redacted] (セル排気フィルタユニットA) [redacted] (セル排気フィルタユニットB)	AH	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_23
機-13-8	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	グローブボックス排気フィルタユニット	グローブボックス排気フィルタユニット	フィルタ	[redacted] (グローブボックス排気フィルタユニットA～D)	AH	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_23

抽出リスト（配管）
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
配-13-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	流体：建屋内空気
配-13-2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	OSL(再処理主)	流体：GB内空気
配-13-3	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：セル内空気
配-13-4	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	OSL(再処理主)	流体：フード内空気
配-13-5	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：建屋内空気
配-13-6	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	B，C/—	—	—	流体：GB内空気
配-13-7	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	B，C/—	—	—	流体：セル内空気
配-13-8	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：フード内空気
配-13-9	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：フード内空気
配-13-10	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：GB内空気 流体3：フード内空気
配-07-1	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分析建屋換気設備	—	分析建屋排気系	主配管(建屋換気系)	主配管	—	AH,屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体1：建屋内空気 流体2：GB内空気 流体3：フード内空気 流体4：セル内空気

共通０９　別紙１－２－４－１－４－７

使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備　②－ｂの理由整理表

対象EFDシート番号：1

EFD 青四角番号	本文 第４－１表	②－ｂの理由
1	I	計装用の配管(SA対処設備以外)又は信号であり流路ではない
2	C	保守用ラインであり主流路としない
3	H	放管用サンプリングラインであり主流路としない
4	個別1	室からの排気ラインであり主流路としない
5	L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
6	M	将来設備からの合流ラインであり主流路としない
7	個別2	建屋換気設備の給気ラインであり主流路ではない

共通０９　別紙１－２－４－１－４－７

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備　②－ｂの理由整理表

対象EFDシート番号：2,3

EFD 青四角番号	本文 第４－１表	②－ｂの理由
1	I	計装用の配管(SA対処設備以外)又は信号であり流路ではない
2	C	保守用ラインであり主流路としない
3	個別1	室からの排気ラインであり主流路としない
5	個別2	建屋換気設備の給気ラインであり主流路ではない

共通０９　別紙１－２－４－１－２－７

ウラン脱硝建屋換気設備　②－ｂの理由整理表

対象EFDシート番号：5～11

EFD 青四角番号	本文 第４－１表	②－ｂの理由
1	D,J,L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I,L	計装用の配管(SA対処設備以外)又は信号であり流路ではない
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象機器の排気ラインではないため主流路としない
6	A,B,C,E,F,G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
14	J	漏えい液回収以外の安全蒸気ラインであり主流路ではない
15	個別 ※1	運転開始時のみに使用する脱硝塔における流動層を形成するシードＵＯ３供給ラインであるため、主流路と設定しない
16	個別 ※1	規格外ＵＯ３粉末をＵＯ３溶解槽に供給した後、溶解し、硝酸ウラニル溶液として受入れ系の硝酸ウラニル貯槽へ移送するラインであるため、主流路と設定しない
18	個別1	室からの排気ラインであり主流路としない
19	個別2	建屋換気設備の給気ラインであり主流路ではない

※1 別紙1-2-2-5-1-3　ウラン脱硝設備　ウラン脱硝系の個別理由を示す。

共通０９　別紙１－２－４－１－２－７

建屋換気設備（第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備）　②－ｂの理由整理表

対象EFDシート番号：12～14

EFD 青四角番号	本文 第４－１表	②－ｂの理由
1	D,J,L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I	計装用の配管(SA対処設備以外)又は信号であり流路ではない
3	A,B,C,E,F	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
4	H	分析試料採取配管であり主配管としない
9	個別3	閉じ込め機能を有する仕様表対象機器の排気ラインではないため主流路としない
15	個別1	室からの排気ラインであり主流路としない
21	個別2	建屋換気設備の給気ラインであり主流路ではない

共通０９　別紙１－２－４－１－２－７

低レベル廃液処理建屋換気設備　②－ｂの理由整理表

対象EFDシート番号：15

EFD 青四角番号	本文 第４－１表	②－ｂの理由
17	個別1	室からの排気ラインであり主流路としない
18	個別2	建屋換気設備の給気ラインであり主流路ではない

低レベル廃棄物処理建屋換気設備　②－ｂの理由整理表

対象EFDシート番号：27,28

EFD 青四角番号	本文 第４－１表	②－ｂの理由
18	個別2	建屋換気設備の給気ラインであり主流路ではない
19	個別1	室からの排気ラインであり主流路としない

共通０９　別紙１－２－４－１－２－７

チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備　②－ｂの理由整理表

対象EFDシート番号：17

EFD 青四角番号	本文 第４－１表	②－ｂの理由
18	個別2	建屋換気設備の給気ラインであり主流路ではない
19	個別1	室からの排気ラインであり主流路としない

ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備　②－ｂの理由整理表

対象EFDシート番号：18

EFD 青四角番号	本文 第４－１表	②－ｂの理由
2	I,L	計装用の配管(SA対処設備以外)又は信号であり流路ではない
15	個別1	室からの排気ラインであり主流路としない

共通０９　別紙１－２－４－１－２－７

分析建屋換気設備　②－ｂの理由整理表

対象EFDシート番号：19～26

EFD 青四角番号	本文 第４－１表	②－ｂの理由
1	D,J,L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I,L	計装用の配管(SA対処設備以外)又は信号であり流路ではない
6	A,B,C,E,F,G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
20	G	貯槽内のかくはんのための、ポンプ、圧縮空気、撹拌機であり主流路としない
23	O	閉じ込め機能を有する仕様表対象機器の排気ラインではないため主流路としない
24	個別1	室からの排気ラインであり主流路としない

建屋換気設備（設計基準対象の施設：屋外）　②－ｂの理由整理表

対象EFDシート番号：29,30

EFD 青四角番号	本文 第４－１表	②－ｂの理由
2	I,L	計装用の配管(SA対処設備以外)又は信号であり流路ではない
17	N	安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインであり、主流路としない

＜EFD矢羽根取合い概要＞

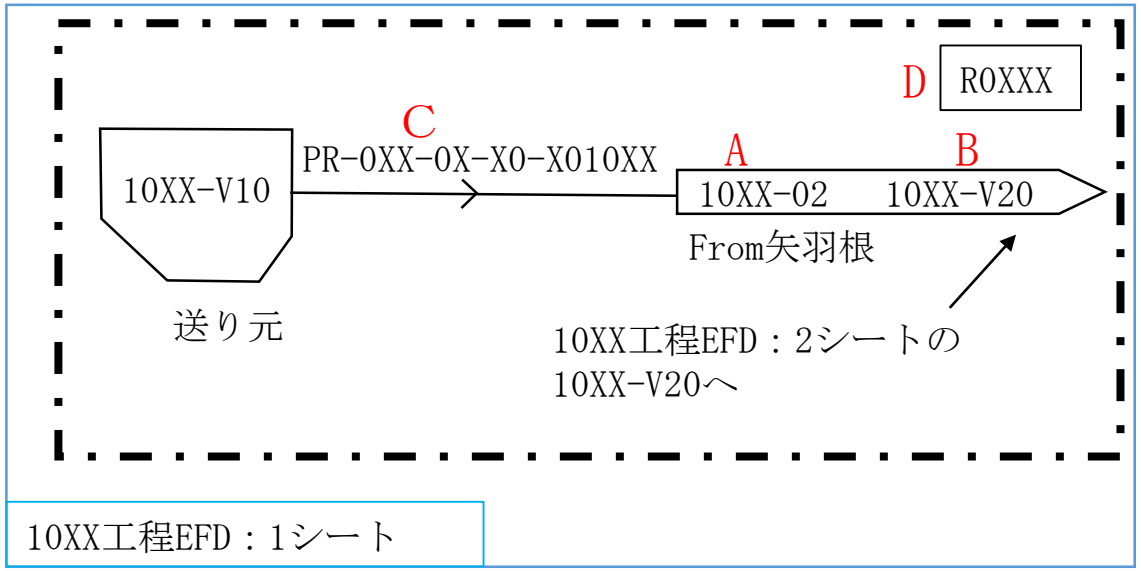

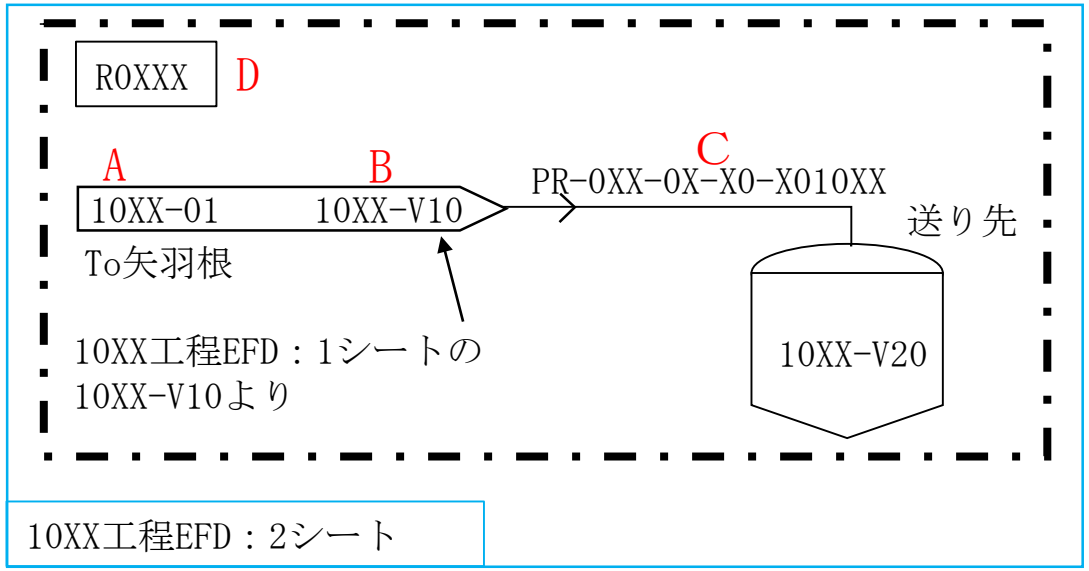

A：送り元、送り先の工程番号とその系統番号の系統図のシート番号を示す。
「（系統番号：10XX）－（系統番号の系統図のシート番号：01，02）」
※同一シート内で矢羽根で送り元、送り先を示す場合は、系統番号を省略する場合がある。
B：送り元、送り先のタンク等を示す。「送り先：10XX-V20，送り元：10XX-V10」
※配管分岐、ヘッダ等から機器へ接続される場合は、Bの記載を「MANIFOLD」 、「HEADER」と記載する。
C： 配管番号を示す。「配管番号：PR-0XX-0X-X010XX」
※他系統の配管を記載する場合は、「（系統番号）＋（配管番号）」で示す。
D：部屋番号を示す。「部屋番号：R0XXX」、一点鎖線にて部屋の範囲を示している。
※　From-To の関係にある矢羽根は同一の部屋で取合う。

＜矢羽根取合い確認＞
①From矢羽根内の情報より、To矢羽根が記載されているEFDシートが特定される。（10XX工程、シート番号：２）
②From矢羽根が記載されている部屋と同一の部屋にTo矢羽根が記載されている。
（10XX工程、シート番号：２のR0XXXの一点鎖線の範囲内にTo矢羽根が存在）
③上記②において、複数の矢羽根が存在している場合はFrom矢羽根の情報（系統番号、シート番号、送り元）及び配管番号が一致しているものが目的のTo矢羽根となる。（10XX工程、シート番号：１、送り元：10XX-V10、配管番号：PR-0XX-0X-X010XX）

（参考）主配管の矢羽根取合い例（溶解設備の「溶液保持機能」

[redacted]

矢羽根に取合うEFDの
シート番号を追加

EFDにシート番号
（EFD_1,EFD_2,・・・）を振る

（参考）主配管の矢羽根取合い例（溶解設備の「溶液保持機能」

[redacted]

矢羽根に取合うEFDのシート番号を追加

1

EFDにシート番号（EFD_1,EFD_2,・・・）を振る

150

＜EFD中の色塗り凡例＞

：設計基準対象の施設の系統機能

：重大事故等対処設備の系統機能

：設備区分点

：耐震設計区分点

：紐付番号区分点

1,2,3...：EFDシート番号

：主流路としない理由（番号は別紙②－ｂ理由整理表に示す。）

：2.(4)b.主要機器として抽出しない範囲で抜粋

○○設備：本別紙１－２にて説明対象の設備区分

ただし、兼用設備の従登録の設備区分に該当する場合は、○○設備で示す主登録の設備区分において説明

記載方法（左側：ＤＢ、右側：ＳＡ）

記載凡例：ＤＢ耐震クラス、1.2Ss／SA耐震クラス、1.2Ss

DB耐震クラス		：S,B,C,B-1,B-2,C-1,C-2
1.2Ssの有無（左側）	（起因系）	：1.2Ss，無記入
SA耐震クラス		：(S),(B),(C),S,B,C
		：( )は常設耐震重要重大事故等対処設備
		：(代替元の耐震クラスを記載)
		：( )無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
1.2Ssの有無（右側）	（対処系）	：1.2Ss，無記入

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

3

[redacted]

[redacted] 4/E

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

A

B

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]